

ご存じですか！文化財

72

「北下新井のささら」

市指定無形民俗文化財 平成27年9月8日指定



問合せ
生涯学習課
(☎0480・62・1223)



所在地 北下新井461

「北下新井のささら」は平成27年9月8日、加須市指定無形民俗文化財に指定されました。ささらは「獅子舞」とも呼ばれています。市指定の獅子舞としては、9件目となります。

加須市や周辺地域では3匹獅子舞といって、舞い手が3人一組となって獅子舞を行います。獅子舞の役割には、獅子、道化、笛があります。3匹の獅子は雄の大獅子、中獅子、雌の女獅子からなっています。

北下新井のささらは、享保3(1718)年に向細間村(北川辺地域の麦倉字細間)より伝承されたといわれています。

て、毎年4月15日(近年では4月15日に近い日曜日)の若宮八幡神社の祭礼の際、奉納と村回りを行っています。

北下新井では、獅子舞を舞うことを「ささらをする」と言い、村回りをすることを「すりこむ」と言っています。舞には8庭がありました。今日では「平庭」と「橋がかり」のみが行われています。北下新井のささらは、今日まで長く地域の伝統文化として継承されていて、加須市内の祭礼行事を知る上で貴重なものです。

なお、加須インターネット博物館に掲載していますのであわせてご覧ください。

